

七月革命の衝撃とヘーゲル：  
宗教と国家の関係をめぐる最晩年の思索

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-01-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山崎, 純 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00024394">https://doi.org/10.14945/00024394</a>

# 七月革命の衝撃とヘーゲル

——宗教と国家の関係をめぐる最晩年の思索——

山崎 純

一八三〇年七月末、衝撃的なニュースが全ヨーロッパを駆けめぐった。フランス七月革命の勃発である。王政復古は終わりを告げ、再び革命の季節が始まった。ウィーン体制下の反動的安定も破られた。革命はベルギー、ポーランド、イタリアにも飛び火し、北ドイツ各地でも暴動が発生した。そして海を渡ってイギリスの選挙法改革運動を刺激した。ヘーゲルは生涯最後の一年に、ヨーロッパ全体を巻き込んだ激動に遭遇したのである。この時のヘーゲルの反応をローゼンクランツは、次のように描いている。

「ヘーゲルはプロイセンでくつろいですっかり落ちついてしまった。……彼はこの国でたいへん気楽に、またたいへん幸福に感じていたので、立憲主義もやめてしまい、国民代議制も予算案も出版の自由も世論もない君主制の原理Vそのもののなかに、諸国家の救いを見出した。秩序と安寧への欲求、未来を保証し青少年を特定の原理に従って将来のために教育しようとする欲求が老人にはあるものだ。……こうして彼の政治的見解はますます保守的 (inner conservativer) になった。民衆というものは彼にとって、かつてサンキュロット主義に反対したときと同様に、再び不確かな原子論的群れであると思われた。国会による税制の承認も、それがもし政府の財力を制約するようなことがあれば、不当であると彼の眼に映った。選挙による代議制も彼には無分別な偶然にゆ

だねられたものとなった。……

このような気分にあった時、彼を心底から震撼させたものは七月革命という事件であった」(Ros.413f. 三五一—二)。

かつて政治クラブに属しルソーにも心酔していた男は、老境にあつて「ますます保守的になり」革命の嵐に心底肝を冷やしているという図である。これほどまでに反動的に描かれたヘーゲル像にまともに付き合おうとする人は、今日では少ないであろう。こうしたヘーゲル像は近年、イルディングやヘンリッヒ、バンネマンらによる新資料の発掘によつて修正されてきている。そもそも七月革命に対するヘーゲルの政治的立場をうかがうための資料はけつして十分ではない。ローゼンクランツは代わりに同時代人のローマ史家ニーブールの見解を長く引いている。ヘーゲルその人の見解を知りたがっている読者は、ここでニーブールの見解を長々聴かされることに違和感さえおぼえる。これは資料不足からくる苦しまぎれの代用だった。ニーブールはこう書いている。

「とくにドイツでわれわれは大急ぎ蛮行に向かつて走っているというのが私の確固たる信念であるが、フランスではこれよりはるかに状態がよいというわけではない。……とどのつまりは廢虚に立つ独裁制ということになるのだ。五〇年も経てば、いやおそらくもつとずっと早く、全ヨーロッパには、少くとも大陸には自由な制度や出版の自由の痕跡もなくなるだろう」(Ros.415 二五二—二五三)。

ローゼンクランツはニーブールからの長い引用をここでしめくり、ヘーゲルも「七月革命に関するこの暗い解釈では彼と一致していた」と述べている(同)。だが、この見方は息子カールによつて修正された。

「父は七月革命に驚愕し、そこに、理性国家の確固とした地盤を揺がすと思われるような破局を見た。ただし、ニーブールとは違つて、この革命がわれわれを専制と野蛮に導くだろうとは考えなかつた」(HBZ.415)。

ローゼンクランツがヘーゲルを革命恐怖症の保守反動に描いたさいの資料源は、おそらくファルンハーゲン・フォ  
ン・エンゼ (Varnhagen von Ense 1785-1858) から彼がもらった手紙 (一八四〇年四月二四日付) であろう。ファ  
ルンハーゲンは、七月革命をめぐる自分とヘーゲルとの間に「新たな決裂が生じた」として、こう述べている。

「ヘーゲルは晩年は全く絶対主義的でした。世論の動きなど彼の眼にはきわめて不条理なものだったのです。と  
りわけベルギーの暴動を激しい憤りをもって憎悪しました。そしてこの暴動が鎮圧されなかったときには、狼狽  
して全く我を忘れてしまったのです」 (HBZ.333)。

ローゼンクランツはこの一節に少し手を加えて、ファルンハーゲンの証言であることを何も断わずに、『ヘーゲル  
伝』 (Ros.416 二五三) に利用している。七月革命に対するヘーゲルの反応を保守反動として描く議論は、このよう  
な間接的証言と憶測に基づく話から始まったのである。ではこの革命についてのヘーゲル自身の直接的な言及はどの  
であろうか。それは当時のいくつかの書簡のなかに見られる。

「現在では、とてつもなく大きな政治的関心が他のすべてのものを呑み込んでしまいました。それは、これまで  
通用してきた一切のものが疑問視されるかのように見える危機なのです」 (一八三〇年二月二三日付カール・ゲッ  
シェル宛書簡 Br.3.323)。

「政治的平和的親善関係と東部国境〔ポーランドとの国境〕の平穏が破られることを私たちは期待しません。に  
もかかわらず、これらの関係の上にはなお重苦しい雰囲気が漂っています。それは当然の屈辱に対してなお憤  
激し、名声欲と征服欲に飢えたフランス的心術の出現のせいです」 (一八三二年一月二九日付 Ch・L・フリード  
リッヒ・シュルツ宛書簡 Br.3.333)。

ここから、保守反動の立場をいきなり導き出すことはできないであろう。ここに読みとれるのは、これまで通用し

てきたすべてが七月革命以後の動きによって再び動揺しかねない（そのように「見える scheint」）という危惧である。とりわけヘーゲルが気にかけていたのは、ポーランドのロシアからの独立運動がプロイセンの東部国境の平和をも破りはしないか、ということだった。

書簡に見られるヘーゲル自身の言葉にも、彼にとって七月革命の本質が何であったかはけっして十分に語られてはいない。この革命に対する本質的な分析は、じつは事件後に開講された二つの講義——一八三〇／三一年冬学期の「世界史の哲学」と一八三二年夏学期の「宗教哲学」——のなかに見出される。このなかこそ七月革命に対する彼の根本的態度を見出すべきであるのに、これまでの研究はこれらを十分に利用してこなかった。ヘーゲルはこの衝撃的事件の根底に、国家と宗教（主観的確信、良心）との関係をめぐる問題を見据え、この視点から、講義のなかで七月革命の根本的原因を分析した。これまでの研究では、他人の必ずしもあてにならない証言やヘーゲル自身の短いコメントをもとに、革命派であったか、それとも王政復古派であったかが論議されてきた。こうした党派的議論のレベルそのものが超えられなければならない。彼の分析のまなざしはもっと深い所を目ざしていた。以下において、七月革命のショックに対する理論的応答を、国家と宗教（主観的確信）との関係という視点から、一「世界史の哲学」最終講義（一八三〇年一月一八日～三一年三月三一日）、二「イギリス選挙法」論文（一八三二年四月）、三「宗教哲学」最終講義（一八三二年夏）のなかに見てみたいと思う。

### 一、「世界史の哲学」最終講義における七月革命の分析

「自由というものがまだ無規定で、無限に多様な意味をもった言葉であるということ。自由こそ最高のものであるの

に、無限に多くの誤解と混乱と誤謬をとめない、あらゆる種類の逸脱の可能性を含んでいるということ。このことが現時点 (in jetziger Zeit) ほどよく知られ経験されたことはいまだかつてなかった」(VPW.63 上四五)。

「一八三〇年一月八日」開始の日付をもつ序文(ヘーゲル自筆の講義用ノート)<sup>(1)</sup>は、こう述べている。これはフランス大革命以後の一般的傾向を述べているのではない。明らかに、この三ヶ月間のヨーロッパの激動を強く意識した発言である。ヘーゲルはこの学期に改めて、自由についての謬見を厳しく批判しなければならなかった。自由の原理が打ち立てられたことでよしとするのではなく、この原理を具体的に展開することこそ肝要であること。自由の原理が抽象的なままに放置された時それがいかに危険であるかということ。この点を一八三〇年の序文は繰り返し強調している。

「単に抽象的に立てられた」自由と、「具体的な発展にまで進展した」自由。「この区別」に由来する事情に「われわれは、とりわけ世界史の終わりの所で、最近の (neuest) 政治情勢を考究するさいに再び出会うであろう」(VPW.38 上三二)。

こう序文は、講義の最後で七月革命について考察することを予告している。続く本論では、中世から宗教改革とフランス大革命を経て七月革命に至るプロセスが、国家と宗教の確執を軸に展開されている。これがおそらく「世界史の哲学」最終学期の本論中の本論であったと思われる。この転回軸は中世以降の歴史叙述としては当然のテーマとは言え、<sup>(2)</sup>ここには七月革命の衝撃が色濃く映し出されている。

ヘーゲルはまず中世という時代を、聖と俗との対立からくる矛盾と混乱の巢窟と見る。中世カトリック教会は「世俗を断念する (die Welt zu entsagen)」(VPW.788) ように説き、「世俗の野性を抑えつけ縛りつけ」てきた (VPW.805 下二〇五)。しかしこれによって教会自身がかえって卑俗なものにどっぷり毒されていた。カトリシズムの「三つ

の誓い（純潔、清貧、服従）はその本来あるべきものの正反対へと転倒し、そのなかであらゆる人倫が墮落した」（PW.829 下二二五）。一方に、「世俗的なものを一切断念して聖なるものに全身全霊を捧げるといふキリスト教的神聖」の建前がある。他方に、「おぞましいまでの情念の猛威」がある（VPW.840 下二二八）。「中世とはかくも矛盾に満ちた、かくも欺瞞に満ちたもの」だった（同）。世俗との和解のみが精神をこの混乱から救った、とヘーゲルは語る。

「世俗世界においては、世俗の営みは投げ捨てられるべきではなく、むしろ完遂されるべきである。そしてついに精神は自ら抵抗の相手としてきたこの世界のなかにこそ自らの闘いの終わりと自らの満足を見出し、世俗の営みこそ精神の仕事であることを見出す」（VPW.789 下一八九）。

この和解をもたらしたものが宗教改革であった。そこにヘーゲルはルターとプロテスタントイズムの最大の功績を見る。

「この獲得された宥和によって、世俗的なものもそれ自身において真理をもちうるという意識が与えられた。以前は世俗的なものはただただ悪しきものと見られ、彼岸にある善には到りえないものと見られた。……今や国家における人倫的で合法的なものも神的なものであり神の掟であるということ、内容上これ以上に高いもの、これ以上に神聖なものはないということが知られるようになった」（VPW.888 下一八〇）。

「より高次で神聖な掟」の名の下に地上の掟を無視するような宗教的心術が残っていたら、法治国家の安定は望むべくもない。そのような精神的態度が世俗から逃避して内にひきこもっているうちは、まだいい。だが、一たん世俗に向かったときには、恐ろしい宗教的狂信となって現れる。法治国家は「その最後の保証」を「法以上に高いものはなく、世俗の事柄に関してはこれ以上に神聖なものはない」という「心術（心構え）」のなかにもつ（VPW.928 下一四）。この心術は宗教改革によって初めてもたらされた。それゆえ、法治国家の「安全（安定）」はプロテスタント教

のなかにもある」とヘーゲルは言う (VPW.904 下二九六)。なぜフランス人は革命にまで突き進んだのか？その最も深い原因を彼は、宗教・心術が国家・法と和解していない点にみる。フランスが「現存する諸制度を否定するの最も良心の事柄だとするカトリックの心術」をいまだ克服しえていないからである (VPW.932 下三二七)。

「フランスも宗教改革を自分のなかに受け入れた。しかし……フランスのプロテスタントイイズムには、精神における最高の保証が欠けていた。」 (VPW.905)。

ここにヘーゲルは七月革命の根本原因を見る。一方で、世俗政治のことについても宗教的確信が国家を上回るといふ「カトリックの原理からくる断絶」がある (同)。他方に、「個人そのものが統治すべきだ」とする「主観的意志の側からの断絶」がある (同)。後者は近代自然法に基づく人民主権論である。これは個別の経験的意志がそのまま「普遍 (一般) 意志」として通用することを要求する。宗教的にはカトリック的な「良心の自由」が、政治的には「多数者の意志」が、個別性・直接性・自然性がそのまま絶対的なものとして妥当することを要求している。世俗の事柄に干渉する教権の不法。神の恩寵から君主の正当性を導出する不法 (「シャルルX世の復古王政のイデオロギー」。これと闘う多教者の意志の直接的な妥当請求。ヘーゲルはこれらのなかに、自由の原理がいまだ抽象的なものにとどまり、宗教と世俗との和解が未達成であることを見ていた。だから、王政復古派と革命派のいずれにも与しえなかった。

革命の原因は、一言で言って、「フランス的心術」にある (前出シュルツ宛書簡) と考えられている。その心術は個別的・直接的な自然性をまだ乗り越えてはいない。これを克服して自由の真の概念に達することを、ヘーゲルは宗教の真実の仕事と考える。フランスはまだ真実の「宗教の概念」に達していない。

「良心の解放なくして革命をなしうると考えること、これが間違った原理なのである」 (VPW.931f. 下三一九)。

ヘーゲルの分析はきわめて根本的なものであるため、事件の具体的経過が引かれるのはきわめて稀である。安定し



ていたかのように見えた王政復古は誰の手によって破られたのか。王によってか民衆によってか。今いちど王政に立ち戻るべきか、それともリベリズムを押し進めるべきか。こういった問いにはほとんど関心が示されていない。ヘーゲルは七月革命をもっぱら宗教と国家との関係、主観的確信（良心）と国法との関係という光のもとで分析している。それは単なる政治ジャーナリズムのレベルを超えている。

それでは、フランス人にプロテスタントへの改宗を呼びかけようとするのであろうか。そのような非現実的なばかげた提案をしているのではない。ヘーゲルはただ、「フランス、イタリア、スペイン、ポルトガルというローマ・カトリックの世界をリベリズムが支配していたけれども、それは至る所で破産した」(VPW.931 下三一八―九) という事実のみを述べているだけである。<sup>(3)</sup>

総じてこれらの分析のなかで新しい思想が形成されたわけではない。国家と宗教についてはすでに、一八二七年の『エンツュクロペディー』の改訂 (§552,563 Anm.) と同年夏学期の「宗教哲学」講義のなかで (V.5.262,265)、その基本的思想が獲得されていた。<sup>(4)</sup> 七月革命は新たに得られたこの思想の正しさが問われる「試金石」だった。<sup>(5)</sup> ヘーゲルは自己の思想を七月革命に照らして検証し、いっそう鋭い定式化へともたらしたのである。

## 二、イギリスの危機

「世界史の哲学」講義が終わろうとしていた頃、イギリスから選挙法改正の動きを知らせるニュースが届いた。イギリスでは、産業革命によって台頭した新興ブルジョアジーと労働者が七月革命の影響のもとに、議会改革を求めてウィッグ党と連携し、さらにはトーリー党のリベラル派をも巻き込んで、強力な連合戦線を形成していた。選挙区制

度は一六世紀以来手つかずで、産業革命による人口移動によって著しいアンバランスが生じていた。一方で、人口が皆無となっているのに、依然として二人の議席をもつ町（腐敗選挙区）がある。他方で、マンチェスターやバーミンガムなどの新興産業都市は、十万を超える人口を抱えながら、一人の代議士をもつことができなかつた。こうした不均衡を是正し、新興都市にも議席を配分し、中産階級にも新たに選挙権を与えようとする画期的な改革法案が、一八三一年三月一日に上程された。ヘーゲルは「世界史の哲学」のおそらく閉講日（三月三十一日）に「いま上程中の改革案」にさつそく言及し、これがもたらすであろう結果に注意を喚起している（V.P.W. 935 下三三三D）。しかし、この時点ではまだ法案の詳しい内容は知らなかつた。詳細は四月七日と一四日付の『プロイセン官報』で知った。<sup>(6)</sup>ヘーゲルは学期休み（四月上旬）を利用して、この官報をもとに法案の内容を子細に検討し、「イギリス選挙法改正法案について」を著した。この論評も晩年の保守的傾向を示すものとして扱われてきた。クローノー・フィッツシャーは言う。

「ヘーゲルは新しい法に対して古い法を、合理的な法に対して歴史的な法を支持し、フランス的図式によって租税と人口数に基づいて量的にきめる近代的な選挙法に反対し、むしろ多くが私法的起源に基づく実定的な諸規定の寄せ集めからなる旧イギリス法を支持している。……根本において彼はトーリー党右派を支持し、……議会改革派……に反対であつた」<sup>(7)</sup>。

この見方も、対立する党派のいずれの側に立っているかという議論にとどまっている。そのようなレベルにおいてはしかし、ヘーゲルはどちらの党派にも与<sup>くみ</sup>していない。この第一次選挙法改正は、その後のチャーチスト運動を引き起こし、一九世紀後半から数次にわたる改正を経て、ついに普通選挙権の確立（一九二八年）に至る動きの始まりであつた。のちに民主的な議会制度を結果することになる運動の初発の時点で、ヘーゲルは改革に批判的であつた。だからと言って、直ちに「反動」のレッテルを貼るのはやめた方がいい。法案の妥協的性格を反映して、それに対する

ヘーゲルの態度も複雑で一筋縄ではいかない。とはいえ、死の半年前の執筆とはいえ、「病的な変調を感じさせる」(ローゼンクランツ Ros.419) ようなものではけっしてない。むしろ「きわめて思慮深い社会批判の一篇」(アヴィネリ) <sup>(8)</sup> なのである。

ヘーゲルは代議制一般に反対しているのではない。むしろ近代国家のスケールにふさわしい制度と考える。選挙権の拡大一般に反対しているのでもない。議会は市民を陶冶する最大の手段の一つ(『法(権利)の哲学』三一五節)であって、「選挙権が全市民に与えられ、彼らの身近な利害関心」に結びつくことが望ましいと考えている(TW.

II.114-117) <sup>(9)</sup>。ヘーゲルが反対するのは国民代議制という理念である。これは一七八九年にフランスの国民議会のなかに芽生え、やがて近代民主国家の議会制度として普及定着したものである。今日リベラルな国家のメルクマールとされているこの理念に、ヘーゲルは一貫して反対だった。むしろ団体主義に立つて職能身分制議会(Stände)を支持していた。自治団体や職業団体を基盤(選出母体)として各役員が代表として選ばれるならば、国民の主要な諸利益が議会に反映される。代表は具体的で「実質的な諸権利(materielle Rechte)」(TW.11.109-111)との関わりに置いて事柄を検討できる。個人は身近な具体的な諸関係のなかで陶冶され、媒介的に国家の公事という普遍的なもの〔公共圏〕に関わることができ、中間諸団体が個人を国家へ結びつける紐帯として、媒介的な役割を果たすことができる。これに対して、「あらゆる市民の平等な選挙資格という普遍的な原理」(同)は、一切のしがらみを捨象した裸の「人間」に帰属すると考えられる権利のことである。それはフランス革命のなかで最も純化されて宣言された「人権(Le droit de l'homme)」という「抽象的な思考原理」(同)に基づいている。すべての人間が生まれながらにして自由平等であるという理念は、封建的な身分的拘束を一気に取り払う解放的威力を発揮した。ヘーゲルはしかし、伝統を一挙に解体へ追いやるこの威力をおそれた。個人は国家に対して丸裸の抽象的な「人間」として対峙する。国

家と個人を結ぶ媒介的な絆は引き裂かれる。個人は人倫国家の有機的に分節化された全体に統合されることなく、アトミスティックな群れと化す。個人の直接的な確信がそのまま「人民の意志」として妥当することを要求する。近代自然法の原子論的存在観と直接性の論理をヘーゲルは「フランス的抽象」と呼び、革命の混乱の根本原因とみなした。それゆえ、一定の所得を超える者に一律平等に選挙権を与えるという改革法案は、イギリスの運命を「フランス的抽象」にゆだね、国家を存立の危機にさらすものとヘーゲルには思われたのだ。

「抽象的な思考原理を首尾一貫するならば、原理は単なる改正 (Reform) ではなく、むしろ革命 (Revolution) となるであろう」(同)。

イギリス議会の伝統は本来これとは異なる原理に立っていた。それは名望家 (地主) を中心とする地方自治を基盤にして発達してきた<sup>(10)</sup>。しかし、この伝統的な議会制度もたいへんな問題をかかえていた。選挙権、被選挙権とも名望家の特権として私物化されていた。人口の激減によってほとんど住民がいなくなった選挙区の議席が金で売買された。海底に没した町の上 (船上) で投票の儀式すら行われた。選挙・議会制度が特権に凝り固まって、すでに機能マヒを起しているのは誰の眼にも明らかだった。現行制度のもとには、眼をおおいたくなるばかりの「政治腐敗」(TW.11. 〇一八二) が蔓延している。改革の方向には、国家の解体と革命の危機がある。ヘーゲルの論述が「苦渋に満ちた」(Ros.四六) 印象を与えているのは、こうした情況の複雑さに起因している。改革をめぐる争いは、古い特権と「各個人のもつ抽象的意志がそのまま代表されなければならないとする近代的原理」との対決だった (TW.11.106 一〇七―八)。ヘーゲルはこのいずれにも与しえない。そもそも「イギリスにおいては巨大な富裕と救いようのない貧困との差異が極めて大きく」、「貴族の特権」が理性的な法関係のなかに解消されることなく残されている (TW.11.121f. 一二一六)。つまり私的なものと公的なものが混同されている。このような社会的葛藤の根を残したまま、一律に選挙権が

拡大され、「新人類 (novi homines)」(同) と呼ばれる新興ブルジョアジーが議会に進出してくるなら、アトミスティックな原理が国家の心臓部までも侵し、「フランス的抽象の危険な形態で現れて来ざるをえない」とヘーゲルは警告する(同)。彼は選挙権の拡大(国民の政治参加) そのものに反対しているのではない。社会的対立を未解決のままに、「フランス的抽象」原理で選挙権が拡大されることを恐れているのだ。有権者の数が増えれば、一票の価値は下がる。「一つの選挙に競い合う数千の票の中にあつては、たった一票は実際にはどうでもいいという感情」が生まれる(TW. 11.112-114)。これが国家への関心を低下させ、人々を「なげやりな気分 (lässig)」にさせる(TW. 11.113-115)。しかも選挙によって「人 (die Personen)」を選ぶのであって、「事柄 (die Sache 政策)」を決定するのではないだけに、むなしさの感情はますます募る(a.a.O. 111-116)。この感情は投票率の低さに現れている。例えば最近のフランスの選挙では、七月革命前夜の「政治的に最も昂揚した時期においてさえ」 $\frac{1}{3}$ 以上の人が棄権している(TW. 11.114-117)。それでもなお新興勢力が自らの政治参加を真剣に考え出したら、投票の「むなしさを償うために暴動などによって権利回復を計る」であろう、とヘーゲルは警告する(TW. 11.116-119)。(11)

改革法案を提出したグレー首相は「私の改正の原則は革命の必然性を未然に阻止すること」にあると説明している。ヘーゲルはしかし、法案がかえって革命のリスクを増大させる内容をもつと見る。たんに「議会改革派に反対した」(フィッシャー) のではない。選挙法案が革命の危機に対する正しい解答でないことを批判したかったのだ。(12)

選挙制度をテーマとしたこの論評は、国家と宗教との関係を直接の主題とはしていない。しかし、政治参加の形態をめぐる議論は、結局は、国憲の尊重が一人一人の心術のなかにまで錨をおろさないかぎり国家の安定はありえないというところに行き着く。それはやはり国家と主観的確信をめぐる議論と同一の主題圏に属しているのである。

### 三、「宗教哲学」最終講義における宗教・国家論の検証

「選挙法論文」を書き上げたあと、ヘーゲルは人生最後の夏学期を迎えた。四回目の「宗教哲学」が開講された。ヘーゲルは第一部の最後に、「国家に対する宗教の関係」という過去三回の講義にはなかった章を新たに立てて<sup>(13)</sup>まで、なおも七月革命の衝撃に理論的に応えようとしている。革命勃発からちょうど一年が経過した頃のことだった。しかも、ここでは、国家と宗教との連関の歴史的な詳述は「世界史の哲学」の課題だとして(W2.11.241 上二六九)、いっそう原理的な考察に集中している。ここに宗教・国家論の文字通り最終的到達点を見ることが出来る。

まず、宗教と国家とが(1)外面的に同一の関係(家長的關係、ユダヤの神政政治)に発し(2)分離・対立の關係を経て(3)再び真に同一的になる、という歴史的展望が示される。ヘーゲルの時代はまさに(2)から(3)への移行に苦悶している段階にあたる。この展望の上に立って、宗教と国家との關係のいくつかのパターンが考察される。ここで注目すべきことは、ロマン系のカトリックの諸国(フランス、イタリア、イスパニア)対プロテスタントの諸国(ドイツ、オーストリア、イギリス)という「世界史の哲学」の対立図式が崩れかかっていることである。「プロテスタントのイギリス」でも、かつてフランスと類似の事態(ピューリタン革命)が生じ、「チャールズI世の首」が落とされたことが想起されている(V.3.361 拙訳八。W2.11.243 上二七一)。「選挙法論文」の直後だけに、「宗教哲学」ではイギリスへの関心が高まっている。前学期の「世界史の哲学」では、フランスとドイツとの対比を中心軸にして展開された。イギリスも新教国としてドイツ型グループに分類され、統治の「安定はプロテスタント教のなかにのみある」とされていた。ところが選挙法改正の動きは新教国イギリスも革命の危機と無縁でないことを教えた。それどころか、イギリスの上からの宗教改革の不十分さを下からの徹底改革で克服しようとしたピューリタニズムは、おそ

るべき威力を発揮した。確かに、以前の対立図式はなお維持されてはいる。だが論述は次のように明らかに変化してきている。

「プロテスタントの諸国においては、宗教と国家とのあの統一が現存する」。「法律やお上<sup>かみ</sup>や国憲は神に由来するもの」として尊重されている。しかしながら、「法律とお上に従うことによって神に服従する」ということが、「形式的」「抽象的」なままに放置され、具体的に展開されなるときには、プロテスタント国家といえども、「恣意圧制、抑圧」の危機に見舞われる。イギリスのピューリタン革命がそうだ。まず、「神の直接的啓示」を受け「神に対してのみ責任を負う」とする王（「ジェームスⅠ世の王権神授説」が現れた。しかしこの直接的な抽象「原理はその反対へと転倒する。プロテスタントにとって司祭と平信徒の区別がなくなったのであるから、神の啓示を独占する特権」もまた否定される。こうして「いかに統治されなければならぬかを啓示によって示唆されている」と主張するプロテスタントの「セクト」〔クロムウェル率いる独立派〕が立ち上がり、「ついに王〔チャールズⅠ世〕の首をはねてしまった」。それゆえ、「法律は神の意志によってあるという〔プロテスタントイイズムの原理〕が一般的に確立されてはいても、この神の意志を認識」し深めることこそが極めて重要なのだ（W2.11.242ff. 上二七〇―一）。

ここでは、君主の正統性を神の恩寵から直接導き出す不法性とならんで、ピューリタンの直接的確信に発するファナティズムが批判されている。いずれの直接性も法の理性的な体系以上に高いものはないVという媒介的確信へと乗り越えられなければならない。そこにこそ「宗教が国家の真実の基礎をなす」というプロテスタントイイズムの原理の真の意味がある、と強調されている。

この立場から、心術と実定法との関係のあり方について、次の二つのタイプが区別される（W2.11.248f. 上二七五

（七）。

α プラトンの共和国のような、心術を中心としたシステム。

β 宗教は私事であつて、国家は宗教に干渉せず、宗教も国憲に干渉すべきでないという近代的なシステム。

αのように「心術だけというのも一面的」で、国家は立ち行かない。βのように、「万事が実定法によつて処理され」「心術、宗教、良心はどうでもよいものとして脇へのけられる」のも、同様に一面的である。この一面性の両極を右から左へ激しく揺れ動いたのが七月革命だつたとヘーゲルは見る。

「このような一面性の大きな一例をわれわれはごく最近の時事ニュースのなかで体験した。フランス政府〔シャルルX世下のポリニャック内閣〕の尖端には或る宗教的心術〔王権神授説〕が見られたが、この心術は国家一般を無権利なもの (ein Rechtloses) とみなし、法と人倫という現実性に敵対的に振る舞つた。つまり、最近の革命〔七月革命〕は国憲の諸原理に矛盾した宗教的良心の帰結であつた。しかも今やその同じ国憲に従つて、個人がどのような宗教を信じるかは問題ではないとされている。この軋轢あつれきが解消される日はまだまだ遠い。……法と人倫というこの〔具体的に〕規定されたものは、国民に対してその最後の確証をただ現存する宗教の形式においてのみもつ。そしてこの現存する宗教が自由の諸原理と関連していないときには、いつも分裂と解決されざる不和が存する。すなわち国家においてまさに起きてはならない敵対関係が存する。ロベスピエール治下のフランスでは恐怖が支配した。しかもその恐怖は自由の心術をもつていなかった人々に向けられたのであつた。彼らは心術のゆえに嫌疑をかけられたからである。〔七月革命においても〕同じようにシャルルX世の〔ポリニャック〕内閣も嫌疑をかけられた。憲法の形式によれば、君主はいかなる責任からも免れていた。しかしこの形式的なものは持ちこたえなかつた。王家は王座から突き落とされた。そこで明かなことは、形式的に完成された憲政におい



ても最後の頼みの綱はやはり心術であるということだ。この心術は国憲のなかで脇へおしのけられたが、今や一切の形式を蔑視して台頭して来ている。この矛盾とそれについて支配的な無自覚、これにわれわれの時代はいま悩んでいるのだ」(W2.11.250f. 上二七七―八)。

これが七月革命の衝撃を受けとめたヘーゲルの最後の言葉であった。主観的確信が国憲を振りまわすことはもとより、国家と宗教的良心(主観的確信)とが没交渉という政教分離原則でも不十分であること。両者の深い一致は未解決の課題であることが強調されている。そこには諦念の響きすら感じられる。それは革命の根本原因は突きとめたが、将来の革命を防ぐための処方箋を示しえなかったことから来ている。ヘーゲルはただ、革命の真の原因を解明し、これについての無理解の横行をただすことに自己の課題を限定せざるをえなかったのである。<sup>(14)</sup>

#### 四、結語

今日の民主的な諸国家は、宗教的寛容と政教分離の原則を確立し、国家と宗教との対立を基本的に克服したかのように見える。それはプロテスタント系の国家に限定されない。カトリックが優勢な国家においてもそうである。それによって直ちに、「法治国家の安定がプロテスタンティズムのなかのみある」というヘーゲルのテーゼの妥当性が失われるわけではない。そのテーゼは国家と宗教との和解の必要性を意味しており、当時その和解の可能性を開いたのがプロテスタンティズムだったからである。現代の民主国家が両者の理性的関係に達したのは、双方ともそれぞれに大人になったからだ。とくにヨーロッパの諸国はこのために高い授業料を払った。カトリック教会自身も大きく変わった。とりわけ第二ヴァチカン公会議(一九六二―五年)以降の変貌には眼を見張るものがある。ここで、ヘーゲルが

求めた宗教と国家との和解が基本的に達成され、両者の理性的な協力関係が確立されつつあると言える。反面、最近の民族主義の激流は、宗教的対立の根深さを改めて見せつけている。人類が宗教と国家との「軋轢あつれきを解消するには、まだほど遠い」ものがある。

ヘーゲルが「国家に対する宗教の関係」というテーマのもとで思索していたものは、本来の宗教に限定されない。国家に対する主観的確信、良心、心術の関係でもあった。この点において「選挙法論文」は今日なお示唆に富んだ批評である。ヘーゲルが反対した抽象的原理にもとづく国民代議制は現代世界にすっかり定着してしまった。住民台帳にもとづく地域割りの選挙区で誰もが同じ一票を行使するという制度は、今日もはや自明のものとなった。しかし「一票の重さ」「一票の軽さ」でもある。熟慮の末に一票を投じたとしても、その結果は量的に集計され、丸ごとの忠誠心にすり替えられてしまう。ひとたび成立した政権は選挙戦の争点にもならなかった政策をも権力をもって執行していく。それに対しては、請願署名、リコール制、裁判闘争などさまざまな抵抗手段が保障されている。しかし、それらの制度を機能させるには莫大なエネルギーを必要とし、それでも「丸ごとの忠誠心」へのすり替えを阻止するのは容易ではない。票に書き入れるのは○や×であり、せいぜい政党や候補者の名前である。量的集計を可能にするために、言語的コミュニケーションはぎりぎりの所にまで縮減されている。ハーバースはコミュニケーションのメディアが貨幣や権力という脱言語化されたコントロール・メディアにすり替えられると、システムが生活世界から遊離し、逆に生活世界を植民地化するというテーゼを打ち出した。<sup>(15)</sup>今日の選挙制度のなかにそれがみごとに実現している。

ヘーゲルが国民代議制に反対しコーポラティズムに立つ代表制を構想したのは、人倫国家の生きた絆が解体し原子論的な散文世界が生まれるのを恐れたからである。職業団体や自治体などの中間団体を基盤にした身分制議会 (Ständ-

op)は、一見したところ古色蒼然たる印象を与える。しかしこの古い革袋に詰め込まれた内容は今日ますます切実味を帯びてきている。<sup>(16)</sup> たしかに中間団体は両刃の剣である。それは近代への移行に頑強に抵抗した。今日でも何かを改革しようとするとき最大の障害となつて立ちふさがるのが、特殊利害に凝り固まつた団体精神である。それは団体の利益優先の名のもとに成員の自由を平気で圧殺することもある。しかし反面、中間団体は、顔の見えない大衆社会にあつて、対面状況のコミュニケーションのなかで自己と他者との相互の確証を可能にするなくてはならない「場」である。職業団体はデュルケームにとつても、個人を精神的孤立状態から救い、自己本位的自殺とアノミー的自殺を防止する切り札だつた。実際デュルケームの発想はヘーゲルのそれに非常に近い。彼もまたフランス革命による均質化を憂い「選挙区を地域的区分によつてではなく、同業組合によつて区分すること」を提案して<sup>(17)</sup>いた。

ヘーゲルが論評した選挙法改正案は紆余曲折を経て結局一八三二年七月に成立した。この時ヘーゲルはすでに世を去つていた。新選挙法による初の総選挙で大勝したホイッグ党内閣は、一八三四年に、ヘーゲルも長らく関心を寄せてきた救貧法の改革をやつてのけた。救貧法史上にのこる大改革によつて、労働市場の創出を妨げてきたスピナムランド法（給付金制度）が廃止された。労働者は教区パリッシュの保護から切り離され、初めて自立的な労働力市場が形成された。<sup>(18)</sup> 生きた人間の活動が抽象的な労働力商品として本格的に売買される時代の幕開けである。旧救貧法の手当支給制度の廃止はたしかに苛酷なものであつた。しかし、それはたんなる福祉切り捨てではなかつた。新救貧法とともに中央集権型の現代福祉国家の理念が初めてスタートしたのであつた。<sup>(19)</sup> 中間団体の保護の外におかれた裸の個人は今度は国家に保護を求めることになる。新選挙法がアトムの個人と集権国家との厳しい二極対立を志向し始めていたのと同じ関係がここにもある。また、一八三三年には、「全国的貨幣市場の形成と単一発券制度の確立」をはかるために、<sup>(20)</sup> イングランド銀行の権限が強化された。こうして近代の抽象化が労働、貨幣、票において完成してくる。一九世紀前

半は現代の経済・国家システムの基本原理が確立される重要な転換期だった。ヘーゲルはこの現代への敷居のところで、七月革命とイギリス選挙法改正という重大事件を目撃し、まもなくその生涯を閉じた。抽象化とアトミズムの原理が一見効率よく貫徹しながらも、同時にのびきならない機能マスを露呈しつつある現在、七月革命に関わる彼の執拗な思索はとりわけ啓発的であるように思う。宗教と国家の関係というテーマのもとに展開された思索は、それだけのふくらみをもった思想なのである。

#### 注

引用は次の略号で指す。邦訳がある場合は、その頁数を選用数字で示す。ただし、訳文は行論との関係で一部変更せざるをえなかった。〔 〕内は筆者による追補である。

- Br *Briefe von und an Hegel*. Hrsg. von J. Hoffmeister. Bd.1-4. Hamburg 1969-1981.
- HBZ *Hegel in Berichten seiner Zeitgenossen*. Hrsg. von G. Nikolai. Hamburg 1970.
- TW G.W.F. Hegel Werke in 20 Bänden Hrsg. von E. Moldenhauer u. K. M. Michel. Suhrkamp.
- Ros K. Rosenkranz, *G.W.F. Hegels Leben*. Berlin 1844 (Nachdruck Darmstadt 1977) 中巻 筆記『ヘーゲル伝』  
(みすず書房 一九八三年)
- W2 Hegel, Werke. Bd.11-12. *Vorlesungen über die Philosophie der Religion*. Hrsg. von P. Marheineke. 2.Auflage. Berlin 1840 (Nachdruck Stuttgart 1928). 木場深定訳『改訳 宗教哲学』上、中、下巻 (岩波書店 一九八一～四年)
- V Hegel, *Vorlesungen über die Philosophie der Religion*. Hrsg. von W. Jaeschke. Bd. 3-5. Hamburg 1983-1985.

『改訳 歴史哲学』上、下巻(岩波書店 一九六八―九年)。ただし、邦訳はグロックナー版を用いているため、対応箇所がある場合にのみ頁数を掲げる。

- (1) 「世界史の哲学」はベルリン時代に五回開講された。『歴史哲学講義』の諸版はさまざまな学期の筆記録を寄せ集めて作られているため、各学期毎の内容はわからない。「ヘーゲルは前にやった分類にこだわらずに、各学期の講義のたびごとに、これを変更した」(Hegel, *Werke*. Bd.9. XX 上二七)という息子カールの証言からして、重大な思想的展開があったと予想される。かねてより新版が望まれているが、現在刊行中の講義録シリーズ(G. W. F. Hegel, *Vorlesungen*. 1983. Felix Meiner)にも予定されていない。筆者は「宗教哲学講義」の新版を編集したイエシユケ教授にこのことを尋ねたことがある。「歴史哲学については数篇の筆記録がポーランド、スイス、ドイツ、イギリス、アメリカなどで発見されている。しかし、誰も編集作業にたずさわっていない」という答えであった。『世界史の哲学講義』の新版は、当面のぞめない。しかしホフマイスター版には、ヘーゲル自筆の講義草稿に基づく一八三〇年の序文が編集されているので、本稿ではこれを用いる。

- (2) この学期の本論がどのような展開であったかは、現行のテキストでは明らかでない。しかし、中世と近世は最後の学期に「初めてやや立ち入って講述した」というガンスの証言がある(*Werke*. Bd.9. XIX 上一四)。それ以前の学期では、初めの方の講述に手間どり、後半部はおざなりになった。例えば、「最初〔一八三二―三三年〕の講義では、時間のたっぷり三分の一は序論とシナの部に費し、この部分が飽きる程くどくどと詳述され」(a. a. O. XVI 上一二)、「その後ギリシアを論じ、「ローマの世界を簡単に考察したあと、最後に中世と近世とを二、三回の講義で片づけようとした」(a. a. O. XXII 上一六)。最終学期にはおそらく、それ以前の叙述を簡潔に済ませ、中世以降を詳しく論述することによって、革命が提起した問題に答えようとしたであろう。現行テキストの中世以降の叙述は、おもに最終学期の資料によるものと見てよさそうである。

- (3) W. Jaeschke, *Hegel's Last Year in Berlin. in Hegel's Philosophy of Action. Atlantic Highlands*. 1981. p.38.
- (4) これについては、別稿で論じた。拙稿「プロテスタンティズムの原理と近代国家の精神——世俗化テーゼとヘーゲル」(『東北哲学会年報』第九号 一九九三年六月刊行予定) 参照。
- (5) W. Jaeschke, a.a.O. pp.37-38.
- (6) ヘーゲル『政治論文集 下』(岩波書店 一九六九年) 金子武蔵氏の解説(二二五頁)による。
- (7) クーノ・フィッシャー『ヘーゲルの生涯』玉井・磯江訳(勁草書房 一九七一年)二五四頁。
- (8) アヴィネリ『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳(未来社 一九七八年)三三三頁。
- (9) ヘーゲル「イギリス選挙法改正法案について」上妻精訳(ヘーゲル『政治論文集 下』岩波書店 一九六九年)の頁数を漢用数字で示す。
- (10) 中村英勝『イギリス議会史 新版』(有斐閣 一九八六年)二四頁。
- (11) 松浦高嶺『イギリス現代史』(山川出版社 一九九二年)五九頁。
- (12) W. Jaeschke, a.a.O. pp.40-41.
- (13) この章は、旧版においても、その内容からして七月革命以後の講義であると考えられてきた。例えば、Michael Theunissen, *Hegels Lehre vom absoluten Geist als theologisch-politischer Traktat*. Berlin 1970. ss.406ff. しかし、旧版のこの章が間違いなく全面的に最終学期の資料によるものと分かったのは、『宗教哲学講義』の新版(一九八二―五年)によってであった。D・F・シュトラウスによるこの学期の摘要がそれを示している。拙訳 D・F・シュトラウス「ヘーゲル『宗教哲学』講義(1831年)の摘要」(『ヘーゲル研究』第二五号 一九九二年)参照。
- (14) W. Jaeschke, a.a.O. p.40.
- (15) J. Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*. Frankfurt a. M. 1981. Bd.2. ss.267ff. 邦訳『コンマニケーション的行為の理論 下』(未来社 一九八七年)一〇〇頁以下。

- (16) 現代における中間団体の意義については、ハーバーマス『公共性の構造転換』一九九〇年版序文（山田正行訳『みすず』三六五号 一九九一年八月）、樋口陽一『自由と国家』（岩波書店 一九八九年）を、ヘーゲルの職業団体論については高柳良治「市場・職業団体・国家」（『市場社会―思想史にみる』リポート 一九九二年）を参照されたい。
- (17) デュルケーム『自殺論』（中央公論社 世界の名著 一九八〇年）三六二頁以下。
- (18) カール・ポラニー『大転換』（東洋経済新報社 一九七五年）一〇三頁以下。
- (19) 大沢真理『イギリス社会政策史―救貧法と福祉国家』（東京大学出版会 一九八六年）参照。
- (20) 吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』（御茶の水書房 一九六八年）二九九頁以下。

(付記) 本稿執筆にあたり、大江泰一郎氏（比較法）と岩井淳氏（イギリス史）より、文献のご教示を頂いたことに感謝を申し上げます。  
たい。

（やまざき じゅん 静岡大学助教授）